

NoRの変更

第62回全国七大学総合体育大会ヨット競技

1. NoR 1.4を以下に変更する。
(変更前)本大会は付則 UF に従ってアンパイア制によりレースを行う。この付則 UF は規則を変更することがある。これは規則 86.1(b)を変更している。
(変更後)『本大会は「付則UFアンパイア制フリートレース国立七大学戦2023版」を適用し、アンパイア制によりレースを行う。』行う。』

2. NoR1.規則の以下を削除する。
 - 2.1. NoR1.5 付則 D は適用しない。
 - 2.2. NoR1.8 規則 43.1(a)を以下の文に置き換える。『ある艇が規則に違反した結果、同じチームの艇ではない他艇が規則に違反せざるを得なくなった場合、その他艇は免罪されなければならない。』
 - 2.3. NoR1.9 規則 43.1 に以下を追加する。『インシデントが同じチームの艇の間であり、接触が無かった場合、規則 第 2 章の規則違反は免罪されなければならない。』

3. NoR1.規則に以下を追加する。
NoR1.7 規則62.1(b)および(d)の末尾に以下を追加する。『ただし、自チームの他の艇またはその乗員、もしくは、自チームの支援艇または支援者である場合を除く。』

以上

2023/07/14

レース委員長 戸沢真矢